（在留資格に係る許可）

第五十六条　法第六十一条の二の二第一項の規定により定住者の在留資格の取得を許可する場合（同条第二項第二号に規定する場合に限る。）には、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。

［項を削る。］

2　法第六十一条の二の二第四項の規定による許可の取消しは、別記第七十六号の三様式による取消通知書によつて行うものとする。

（仮滞在の許可）

第五十六条の二　［略］

2　［略］

3　法第六十一条の二の四第三項による住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

［一・二　略］

［号を削る。］

三　［略］

四　［略］

［4～6　略］

（在留資格に係る許可）

第五十六条　法第六十一条の二の二第一項の規定により定住者の在留資格の取得を許可する場合（同条第三項第二号に規定する場合に限る。）には、別記第三十七号様式又は別記第三十二号様式による証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。

2　法第六十一条の二の二第二項に規定する許可に関する決定は、別記第七十六号の二の三様式による決定書によつて行うものとする。

3　法第六十一条の二の二第二項の規定により在留を特別に許可する場合（同条第三項第二号に規定する場合に限る。）には、別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。

4　第四十四条第二項の規定は、法第六十一条の二の二第二項の規定により在留を特別に許可する場合に準用する。

5　法第六十一条の二の二第五項の規定による許可の取消しは、別記第七十六号の三様式による取消通知書によつて行うものとする。

（仮滞在の許可）

第五十六条の二　［同上］

2　［同上］

3　法第六十一条の二の四第三項による住居及び行動範囲の制限、活動の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

［一・二　同上］

三　活動の制限は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動の禁止とする。

四　［同上］

五　［同上］

［4～6　同上］

［項を削る。］

7　第五十五条第三項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、第五十五条第三項中「第一項」とあるのは、「第六項」と読み替えるものとする。

（仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得）

第五十六条の三　法第六十一条の二の五第一項に規定する在留資格の取得の許可に関する決定は、別記第七十六号の六の二様式による決定書によつて行うものとする。

2　法第六十一条の二の五第三項において準用する法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印によつて行うものとする。

3　第二十条第七項の規定は、法第六十一条の二の五第一項の規定により在留資格の取得の許可をする場合について準用する。この場合において、第二十条第七項中「限る。」への変更」とあるのは「限る。）の取得」と、「在留資格への変更」とあるのは「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

4　法第六十一条の二の五第三項において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（仮滞在の許可の取消し）

第五十六条の四　法第六十一条の二の六の規定による仮滞在の許可の取消しは、別記第七十六号の七様式による仮滞在許可取消通知書によつて行うものとする。

（報酬を受ける活動の許可）

第五十六条の五　法第六十一条の二の七第二項の規定により報酬を受ける活動の許可を申請しようとする外国人は、別記第七十六号の八様式による申請書並びに当該活動に従事することが自らの生計を維持するために必要かつ相当であること及び当該活動に

7　前項の申請に当たつては、仮滞在許可書を提示しなければならない。

8　第五十五条第三項の規定は、第六項の申請について準用する。この場合において、第三項中「第一項」とあるのは、「第六項」と読み替えるものとする。

［条を加える。］

（仮滞在の許可の取消し）

第五十六条の三　法第六十一条の二の五の規定による仮滞在の許可の取消しは、別記第七十六号の七様式による仮滞在許可取消通知書によつて行うものとする。

［条を加える。］